

はやぶさ

Hayabusa



Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2022.11

相模原法人会広報誌

No.240 隔月刊



INDEX

会活 2

法人会を支えるひと 3

株式会社マルチシフロアコーポレーション
代表取締役 網野 通さん

ハイライト 4

令和5年度税制改正に関する提言

活動フラッシュ 9

令和4年9月～10月

税務署からのお知らせ 10

令和5年10月インボイス制度が始まります
国税・地方税の納付はダイレクト納付をご利用ください
電子納税証明書がさらに便利に!

はやぶさ太郎の見てある記 16

清水一産業株式会社

相模原法人会からのお知らせ 18

女性部会 使用済切手、タオル類寄贈活動
新会員紹介 令和4年8月～9月

読者プレゼント 19

ノジマステラ神奈川相模原ホームゲームご招待
VS 日テレ・東京ヴェルディベレーザ

[表紙] 相模原の風景

ひょうぎつばら
『評議原』

本沢梅園に隣接したこの地は、三つの城の武将が落城の相談をした場所と言われていました。今は山湖のハイキングコースとして紅葉の穴場として知られています。

近郊のハイカー達が紅葉の魅力に惹かれ大いに一日を楽しんでいます。

撮影地/緑区川尻 撮影/松田廣司

か い か つ 会 活

～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

事業のお問い合わせは相模原法人会事務局(TEL042-755-3027)まで

11月



2日(水)	源泉所得税研修会	【相模原法人会館】
8日(火)	生活習慣病予防検診	【相模原市立産業会館】
10日(木)	会員大会2022年	【社のホールはしもと】
11日(金)	生活習慣病予防検診	【相模原市立産業会館】
14日(月)	新設法人説明会	【相模原法人会館】
16日(水)	納税表彰式及び団体長会会長感謝状贈呈式	【けやき会館 大樹の間】
18日(金)	理事会	【相模原法人会館】
19日(土)	生活習慣病予防検診	【相模原市立産業会館】
20日(日)	つくい湖湖上祭	【津久井湖城山公園 水の苑池】
22日(火)	決算法人説明会	【相模原法人会館】
24日(木)	全法連 全国青年の集い沖縄大会	【沖縄市体育館】
28日(月)	★法律相談	【相模原法人会館】
29日(水)	生活習慣病予防検診	【相模原市立産業会館】

12月



4日(日)	青年部会設立40周年記念式典及び祝賀会	【市民会館ホール及びけやき会館大樹の間】
6日(火)	★労務相談	【相模原法人会館】
	税務相談	【相模原法人会館】
13日(火)	決算法人説明会	【相模原法人会館】

※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染予防対策を十分に講じて開催します。

※延期または中止になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認下さい。

ひと
法人会を支える

間伐材活用のおがくずを使ってSDGs

●津久井地区 株式会社マルトシフロアーコーポレーション

あみの とおる
代表取締役 網野 通さん

マルトシフロアーコーポレーションは床施工を主軸に内装全般を行う一方、地域の山林の間伐材から出るおがくず『津久井おが子』を販売する会社です。

代表取締役の網野通さんが平成10年、以前働いていた父親の俊さんの会社『インテリアマルトシ』から名前の一部を継承し創業しました。

さらに仲間と共に、青森ヒバを使った商品の開発・販売を行う会社も起業。はば広く事業を展開しています。

超ポジティブ思考で『まず一步』

「高校時代は様々なアルバイトをかけもちしました。お金を稼ぐのが楽しかったんでしょね、バイト代は好きなバイクにつぎ込んでしまいました」と振り返ります。

福祉関係の仕事に携わっていた母親の影響で、将来は同じ仕事に就きたいと思っていた時期もあったそうです。

「いろいろ考えて父と同じ職業を選びました。その父から独立したのが最初の人生の転機でした。今も親子の仲は良く、支えてもらって自立した形です。2番目の転機は会社の法人化です」。これらの出来事があったからこそ今があると感じているそうです。

「好きな言葉は『まず一步』一步踏み出さないと何も見えてこない、難しい仕事もまずはやってみて、できないとは言いません。超ポジティブで、私がうしろ向きになるのは車をバックさせる時ぐらいです!」と大らかに笑います。

SDGsが今ほど周知されていなかった頃、商工会の総会でたまたま他の会員の発表を聞き、SDGsに関心を持つようになりました。とことん詳しく調べたり、行政関係者向けのフォーラムに臆せず参加した



インパクトを狙っておがくずの「粉」の字を「子」に変え「津久井おが子」とネーミング。清掃、堆肥、汚物処理、消臭、災害時の緊急トイレと用途は広く、TVでも取り上げられ全国的に知られるようになった。

り、偶然のきっかけをビジネスチャンスに変えていきます。

「実は私は38歳でパソコンを始め、慣れないながらもコツコツ事業計画を作成していました。神奈川県がSDGsに共に取り組むパートナーを募集した時、その事業計画で応募したところ、第一期パートナーとして市で唯一の登録を果たすことができました」とのこと。

SDGs活動の実績の一例として『津久井おが子』の売り上げの一部を水源森林保全のために寄付し、間伐材のリサイクルに繋げるなど熱心に展開しています。

活発な事業を行うオフィスは落ち着いた空間。津久井の間伐材を使い奥様とDIYでお洒落に装飾したそうです。

業種の枠を超えた法人会の繋がり、面白い街づくり

現在、法人会の青年部会では地域社会貢献委員会副委員長を務め、青年部会の活動を地域の様々なイベントで実施しています。

「いろいろな方がいらっしゃいます。事業の大きさも種類も違う方たちの考え方が大変勉強になります。仲良くなって一緒に出かけることもあります。今はコロナで難しいですが、法人会でコミュニケーションの機会がもっと増えたらいいですね。その中で手を取り合い、事業や地域の問題解決を進められたら理想的です。私は市内のフォーラムで偶然隣りに座った製材所の社長さんと世間話をしたことから、おがくずを納入していただけることになり新しいビジネスを始められました。たとえ小さくても何か1つのアクションがきっかけで、いろいろなことが見えてきます。そこで事業所どうしが業種にとらわれず連携したら、とても面白い街づくりができるのではないのでしょうか」と実体験に基づく話を聞かせてくれました。

令和5年度 税制改正に関する提言

全国の440ある法人会の令和5年度の税制改正要望をとりまとめ、9月22日の全法連理事会におきまして、「令和5年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言事項につきましては、その実現に向けて、地元の国会議員並びに地方自治体に対し、提言活動を実施します。

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産(GDP)の2倍以上に達している。コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたくうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は“平時”に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメ

リットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍により異常な規模で復活してしまったのである。

財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。「これまでの財政健全化目標に取り組む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となってい

る。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあつた診療報酬では、期待された「本体」（医師の人件費等）引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げるといって従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。欧米では何らかの規制を行っており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診

療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、用途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛りのに終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点から注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であろうが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。国民の厳しいチェックが必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削

ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれを着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。

アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強靱化を目的としている。ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対ロシア経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないように十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業

種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体の

リーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質では、いつまでたっても自立・自助の精神は確立できない。

「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV

震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめ強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減(2013年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られる。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

活動フラッシュ

2022年9月▶10月

租税教室 9/6(火)

青年部会



テーマ/税金は何のためにあるのか？
税金はどう使われているのか？
場所/夢の丘小学校

税に関する絵はがきコンクール審査会 9/29(木)

女性部会



内容/税に関する絵はがきコンクールを実施し、審査会で厳正なる審査を行いました。
場所/相模原法人会館

全国大会 千葉大会 10/13(木)

全国法人会総連合



内容/税制改正提言の報告及び租税教育活動の事例発表
場所/幕張メッセ

駅の花植え替え 9/3(土)

上溝支部



内容/駅の花植え替え
場所/J R相模線 原当麻駅及び下溝駅

税務研修会及び健康講座 9/8(木)

女性部会



内容/税務研修会「電子帳簿保存法について」講師 相模原税務署担当官
健康講座「耳の仕組み、加齢性難聴」
講師/国際医療福祉大学医学部 耳鼻咽喉科学 准教授 高橋優宏 氏
場所/相模原法人会館

源泉所得税研修会 9/9(金)

税制委員会



内容/特殊な給与に係る税務
講師/相模原税務署担当官
場所/相模原法人会館

青年部会研修会 9/20(火)

青年部会



内容/セクハラ・パワハラだけがハラスメントじゃありません!
講師 保険レスキュー株式会社 取締役 内山真奈美 氏
場所/相模原法人会館

親睦事業 10/6(木)

女性部会



内容/小池邦夫絵手紙美術館、シャトー酒折ワイナリー他
場所/山梨方面

署長を囲む座談会 10/21(金)

女性部会・青年部会



内容/「経営者として、親として…プラスワン」
講師/相模原税務署 署長 齋藤英男 氏
場所/相模原法人会館

消費税

事業者の方へ

令和5年10月 インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- ☑ e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができます！
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。
e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

📢 「インボイス」とは

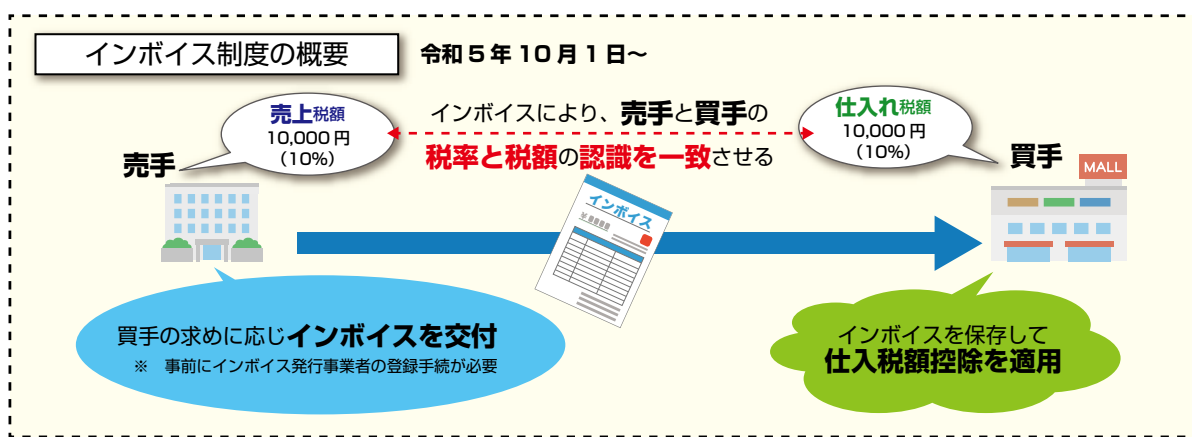
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中！

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします

📢 (参考 1) 各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。

- IT 導入補助金
会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。
- 小規模事業者持続化補助金
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で、インボイス枠（特別枠）が設けられています。
それぞれの補助金について、詳しくはリーフレット及び事務局ホームページをご参照ください。

IT導入補助金
リーフレット



IT導入補助金
事務局ホームページ



小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



(商工会地区)※
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



(商工会議所地区)
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



※ 「商工会地区」については、お問合せ先は所在地によって異なるため、上記事務局ホームページをご参照ください。

📢 (参考 2) 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名で Q&A が公表されています。

例えば、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するお問合せ先

- **税務相談チャットボット (インボイス制度)**
ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI (人工知能) を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。
- **軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)**
専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

※ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は、所轄の税務署への電話(音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。)により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

「新たな動画(インボイス制度関係)」を作成(国税庁 HP 等へ掲載)

インボイス制度開始に向けて必要な事前準備や、留意点を説明した動画を新しく作成しましたので、ご紹介いたします。

📺 インボイス制度の新作動画のご紹介

▶ 第1部「事前準備編」(東京国税局作成・15分)

インボイス制度の開始に向け、売手及び買手の立場でそれぞれどのような事前準備が必要となるかを具体的に説明しています。



視聴はこちら



▶ 第2部「留意点と取引条件編」(東京国税局・公正取引委員会共同作成・10分)

東京国税局から、登録事業者における売手及び買手の立場での留意点を説明しています。

また、公正取引委員会から、免税事業者である取引先との取引条件を見直す際の留意点を独占禁止法や、下請法の観点から説明しています。



視聴はこちら



(注) ご自分のインボイスの登録番号を取得された場合は、例えば、取引先にご自分のインボイスの登録番号をお知らせしてみるなど、インボイスの発行・受領の準備を進めていきましょう。

事前準備はお済みですか？【基本項目をチェック！】

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるかの検討
- 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引かの検討
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するかの検討
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討

このチェック項目の詳細版が、インボイス制度特設サイト内のパンフレット「(令和4年7月) 適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」に掲載されております。

国税・地方税の納付は、 ダイレクト納付をご利用ください!!

簡単！便利！
事前に登録した預貯金
口座から引落し!



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー

どこが簡単・便利なんですか？

- インターネットに接続できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！手数料はかかりません！
- 金融機関や税務署・県(都)税事務所・市区町村の窓口に出向く必要がありません！
⇒ 特に、毎月の源泉所得税や特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です！
- 納付日を指定して納付することができます！

ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付利用届出書
(口座振替依頼書)を提出するだけ！

国税・地方税共通

- ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座がある。

利用可能金融機関はこちら



【国税・書面】



【国税・オンライン】



【地方税】

国税の場合

- 初めの方は e-Tax 利用開始の手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が可能です。

※ 利用開始まで、書面提出では約 1 か月、
オンライン提出では約 10 日程度の期間が必要です。

詳細はこちら



地方税の場合

- 初めの方は eLTAX 利用開始の手続からスタート！
- 地方税のダイレクト納付口座振替依頼書を提出！

※ 利用開始まで、約 1 か月程度の期間が必要です。

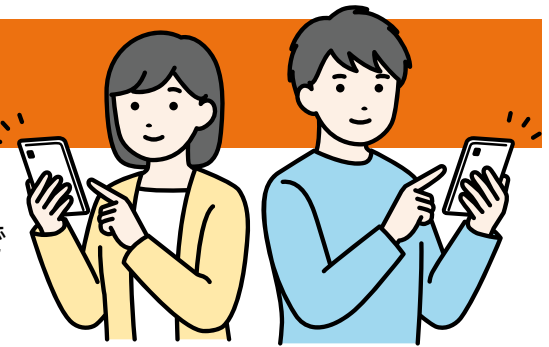
詳細はこちら



電子納税証明書(PDF)がさらに便利に! スマホで請求!スマホで受取!

電子納税証明書(PDF)の**請求から受取まで**
新たに**スマホ**でもできるようになりました!!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!



電子納税証明書(PDF)のメリット!

- メリット1** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- メリット2** **手数料がオトク!**(1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- メリット3** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- メリット4** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!

簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ

① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書交付の交付請求(電子交付用)」
を選択

iPhoneの方はこちらからログイン



<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html>

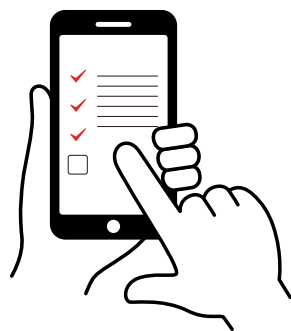
Androidの方はこちらからログイン



<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html>

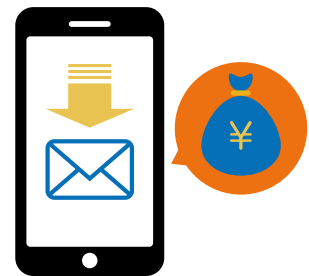
② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで電子署名
を付与



③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が格納
されます。インターネットバンキングで
手数料格納後、納税証明書データをダウン
ロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人の)マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人の)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい手続きは
こちらから▶



読み取れない方は
こちらから

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.html>



厳しい視線で製品を検査して梱包する 110人の従業員と守る半世紀続いた信頼

しみず はじめ

清水一産業株式会社

麻溝地区

原当麻駅より約1km先に所在する清水一産業を訪ねました。500mほど離れた場所には第二工場があります。工場内には整理整頓と大きく書かれたプレート。その文字通り工場内は整然としていて綺麗です。

代表取締役社長の清水祐二さんにお話を伺いました。創業の経緯を教えてください。

昭和49年頃、父の一夫が創業しました。父はもう亡くなりましたが、清水産業の名で会社を興そうとしたところ、同名が多いので変えることになり、名前の一の字を入れたのだと思います。

創業当時から多種多様な製品を扱う

半世紀続いているのですね、どのようなお仕事をされていますか？

創業時は縫製品から始めました。今、縫製の仕事はほぼ海外で行われていますが、昔は結構日本でも扱っていましたが、それを検査して梱包し東京まで納品に行ったりしていました。

自社で何か製品を作られることがありますか？

自社で製造している物は父の代から無いです。現在うちで取り扱っているのは商品と梱包用のケースや袋です。商品は中国やシンガポールなど様々な国から送られてきます。それらを検査しながらパッケージングや梱包をし納品しています。

本社工場と第二工場では、取扱品に違いがあるのですか？

本社工場では主に自動車部品を、第二工場では生活雑貨や文房具、衛生用品などを取り扱っています。実は創業時も現在も業務内容は大きく変わって



清水祐二さん
清水一産業株式会社代表取締役社長。趣味は海釣り。奥様と3人の子の5人家族。コロナで修学旅行に行けなかった娘のため京都への家族旅行を恒例行事に。休日には息子たちと一緒にカードゲームを楽しむ家族思いの父。

ません。お取引先の1つは創業当初から今もおつきあいさせていただいています。

お取引先からの信頼が今も続いているのですね。

お客様のご要望を把握するためのコミュニケーションをしっかりと、そのご要望に限りなく近づく、時にはご提案



パッケージング作業。外形、数、傷や汚れなど製品を1つ1つ厳しく検査し包装する



数が多くてもクレームに繋がる日本のお国柄。「正確」と「納期」も厳守

もさせていただきながら完成させています。先代からずっとお取引きいただけているということは、うちの評価は悪くないのだと思います。

☎ コミュニケーションを大切にされているのですね。会社の強みや売りは何ですか？

☑ 価格ではどうしても海外に勝てません。強みといえば精度と品質でしょうか。また、受けた仕事を必ず納期通りに仕上げ納品する。それを心がけて実践しています。

☎ 検査はどんなところに気を遣っていますか？

☑ 傷の有無や状態の確認は言うまでもなく、数の正確さです。

☎ それはお父様から学んだことですか？

☑ そうですね。でもやはり父の時代の昭和と、平成・令和は結構違いますよね。昭和時代は雑多な部分もありましたが、父も皆も頑張っていて。昭和の時代の方が築き上げてくれたもので今の日本ができていますと感じます。そこは引き継いでいきたいです。

地域貢献・交流を大切に、会社の継続をがんばる

☎ 大勢の従業員の方が多種多様な製品を取り扱っていらっしゃいますね。自慢の実績を教えてください。

☑ 自慢の実績と言えるかどうか……詳細は言えませんがたとえば震災のあと、放射線に強い衛生用品が世間に少しでも多く行き渡るよう、その製品専属

のアルバイトさんを30人ぐらい増員して対応させていただいたこともありました。

☎ 素晴らしい社会貢献ですね。他には何かしていらっしゃいますか？

☑ 貢献と言えるかわかりませんが、障害者の方の職業訓練の場として毎日4名の方に、本社工場です仕事を提供させていただいております。

☎ 職場体験ですか？

☑ そういふことになりますかね。直接雇用では無く他所で働く前に作業の訓練をしていただいています。また、こちらから施設へ仕事の提供をしたり、そんなお付き合いもあります。

☎ 訓練の成果はいかがですか？

☑ 職業訓練でうちにいらして下さる障害者の方の多くは、ここで作業するのが好きで気に入ってくださっているようです。そんな感想を言ういただけることがあって嬉しいです。

☎ 地域との交流はいかがですか？

☑ 法人会関係で言うと、駅前の鉢植えや各地のお祭りがあれば参加させて

もらっています。

☎ コロナでお祭りの中止も多いですから復活するといいですね。ところで今後の抱負はありますか？

☑ 社長になって7、8年です。これからもしっかりと継続させなきゃという思いが、まず第一にあります。

☎ がんばってください。本日はありがとうございました。



清水一産業株式会社
所在地
神奈川県相模原市南区原当麻727
電話 / 042-778-0143
FAX / 042-777-2210



本社から500メートルの場所にある第二工場。生活雑貨、文房具、衛生用品などを扱う

* 相模原法人会からのお知らせ *

女性部会 社会貢献事業活動にご協力お願いします。

女性部会では、使用済切手・未使用タオルの寄付を募っております。



使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手は相模原ボランティア協会へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャブボランティア号の購入や維持管理等に利用されています。

◎**使用済切手**

切手はどんな切手でも結構です。(普通切手・記念切手等) 切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。

※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



タオル類寄贈活動

皆様のタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、掃除用にも使用しています。タオル類は常に不足しているため、大変喜ばれています。

◎**フェイスタオル**

◎**バスタオル**

色・形は問いません。手ぬぐい・おしぼりも可。

中古タオルは新型コロナウイルス感染症防止の観点から当分の間、見合わせています。



新会員紹介

令和4年8月～9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
有限会社 タノウエ	内装業	田上 正久	相模原市中央区田名塩田 3-1-15	田名
株式会社 北陵開発	建設業	平井 和人	相模原市緑区向原3-20-21	城山
株式会社 健美研究所	健康・美容商材製造・販売卸	遠藤 郁博	相模原市中央区上溝3-1-7	上溝
株式会社 櫛間	一般管工事	櫛間 道男	相模原市南区当麻513-3	麻溝
スナック HIMAWARI	飲食店	川戸 小百合	相模原市南区松が枝町8-11	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,300部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡ください。

読者
プレゼント

12月4日(土)
13:00キックオフ

場所／相模原ギオンスタジアム

2011-22 Yogibo WE LEAGUE

ノジマステラ神奈川相模原

VS 日テレ・東京ヴェルディベレーザ

ペアで5名様をご招待!

応募締切り令和4年11月25日(金)

※ご当選の方には相模原法人会事務局より招待引換券をお送りいたします。
試合当日引換ブースにてご提示ください。当日券バック自由席のチケットとお引換いたします。

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます



下記の内容をご記入の上相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

今すぐハガキがFAXで!

- ①希望商品名:「ノジマステラホームゲームご招待」
- ②郵便番号③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

Member recruitment

青年部 会員募集



会員大会で税金体操実施



◎入会資格 / 相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳 以下の経営者、またはそれに準ずる方



研修会



租税教室



事業報告会

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027



新しい 仲間たち ふりがな 氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



うめもと ゆうすけ
梅本 祐助

- ①株式会社UMEカンパニー
- ②サービス業
- ③大野南支部
- ④三方よし
- ⑤当社は衣食球を通じて沢山の笑顔をお届けする総合スマイルカンパニーを企業理念に2022年に設立致しました。元プロ野球選手と野球イベントを開催したり、ファッションや飲食のプロデュース等を行っている会社です。何卒宜しくお願い致します。



ほし ひであき
星 英彰

- ①株式会社 星防水
- ②建設業
- ③新磯地区
- ④努力は必ず報われる
- ⑤年間500件以上の施工を毎年こなしている経験・技術を活かし、雨漏り100%止めます。大工さんも社員にいますので外装・内装ともに一貫施工で工事を請け負っております。相模原にきて10年程度ですが相模原で骨を埋めるつもりです。微力ではございますが、少しでも地域に貢献できればと思っています。



公益社団法人相模原法人会はホームタウンチームを応援しています。

